

業務規程及び送配電等業務指針等 変更案の概要について (第 1 ～ 3 号議案説明資料)

2 0 2 3 年 5 月 1 2 日

電力広域的運営推進機関

- 電気事業法の改正及び国の審議会の議論等に適切に対応するため、業務規程及び送配電等業務指針を変更する。

1. 本機関の事務局組織に関する規定の変更（業務規程）【スライド 4 ～ 7】

【供給力確保・管理体制強化のための組織変更】

- 供給計画の取りまとめ（流通設備の整備計画に関する事項を除く。）（※ 1）や容量市場の運用管理（※ 2）等を担う「需給計画部」を事務局に置く旨規定するとともに「計画部」を「系統計画部」に名称変更。
- 容量市場の運用管理を実施する「容量市場センター」を需給計画部に置く旨規定。
- 新設する「需給計画部」・「容量市場センター」の業務分掌を規定するとともに、「企画部」・「系統計画部」・「運用部」の業務分掌を変更・整理。
- 上記に伴い「事務局の職制及び権限に関する規程」についても変更（容量市場センターに所長、副所長、マネージャー及び副マネージャーを置く旨規定するとともに、所長及び副所長の職務等を規定）。

※ 1 現状は計画部が所管、※ 2 現状は企画部が所管

2. 長期脱炭素電源オークションに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド 8 ～ 13】

【長期脱炭素電源オークション導入に伴う変更】

- 本機関は、必要供給力を提供する電気供給事業者（容量提供事業者）を募集する容量オークションの一つとして、長期脱炭素電源オークションを実施する等規定。
- 本機関が長期脱炭素電源オークション約定電源に対して実施するアセスメントについて規定。

3. 広域予備率（翌々日）算出に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド 14 ～ 18】

【翌々日における広域予備率算出及び各種計画提出に関する変更】

- 本機関は、翌々日における広域予備率を算出し、公表するとともに一般送配電事業者に通知する旨規定。
- 電気事業者等は、各種計画の週間計画を更新する形で翌々日計画を提出する旨規定。

4. 調整力の卸電力取引市場供出に伴う規定の変更（送配電等業務指針）【スライド 19 ～ 22】

【三次調整力②の時間前市場への供出に伴う変更】

- 一般送配電事業者等は、1 時間前取引により電気を販売する場合、発電販売計画等を提出しなければならない旨規定。

(以下参考)

1. 本機関の事務局組織に関する規定の変更（業務規程）【スライド4～7】
 - 供給力確保・管理体制強化のための組織変更
2. 長期脱炭素電源オークションに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド8～13】
 - 長期脱炭素電源オークション導入に伴う変更
3. 広域予備率（翌々日）算出に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド14～18】
 - 翌々日における広域予備率算出及び各種計画提出に関する変更
4. 調整力の卸電力取引市場供出に伴う規定の変更（送配電等業務指針）【スライド19～22】
 - 三次調整力②の時間前市場への供出に伴う変更

本機関は、電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備や全国大で平時・緊急時の需給調整等を行う実施機関としての役割を担うこととされており、業務規程の定めるところにより、事務局に、事務局長及び部等を設置するとともに、各部等の業務分掌を定めている。



一方、2023年4月の電気事業法改正（※1）において本機関の目的に「供給能力の確保の促進」が明記されるなど、本機関の担う役割として供給力確保・管理が喫緊の課題となっている。

※1 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第46号）



この課題により効果的に対応するため、現状それぞれ異なる部署が所管する供給計画のとりまとめ等と容量市場の運用管理について、1つの部署に統合（部を新設）する。（※2）

※2 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ（2022年10月4日）において、本機関から説明・了承された。

[変更内容]

- 供給計画の取りまとめ（流通設備の整備計画に関する事項を除く。）（※1）や容量市場の運用管理（※2）等を担う「需給計画部」を事務局に置く旨規定するとともに「計画部」を「系統計画部」に名称変更。
- 容量市場の運用管理を実施する「容量市場センター」を需給計画部に置く旨規定。
- 新設する「需給計画部」・「容量市場センター」の業務分掌を規定するとともに、「企画部」・「系統計画部」・「運用部」の業務分掌を変更・整理。
- 上記に伴い「事務局の職制及び権限に関する規程」についても変更（容量市場センターに所長、副所長、マネージャー及び副マネージャーを置く旨規定するとともに、所長及び副所長の職務等を規定）。

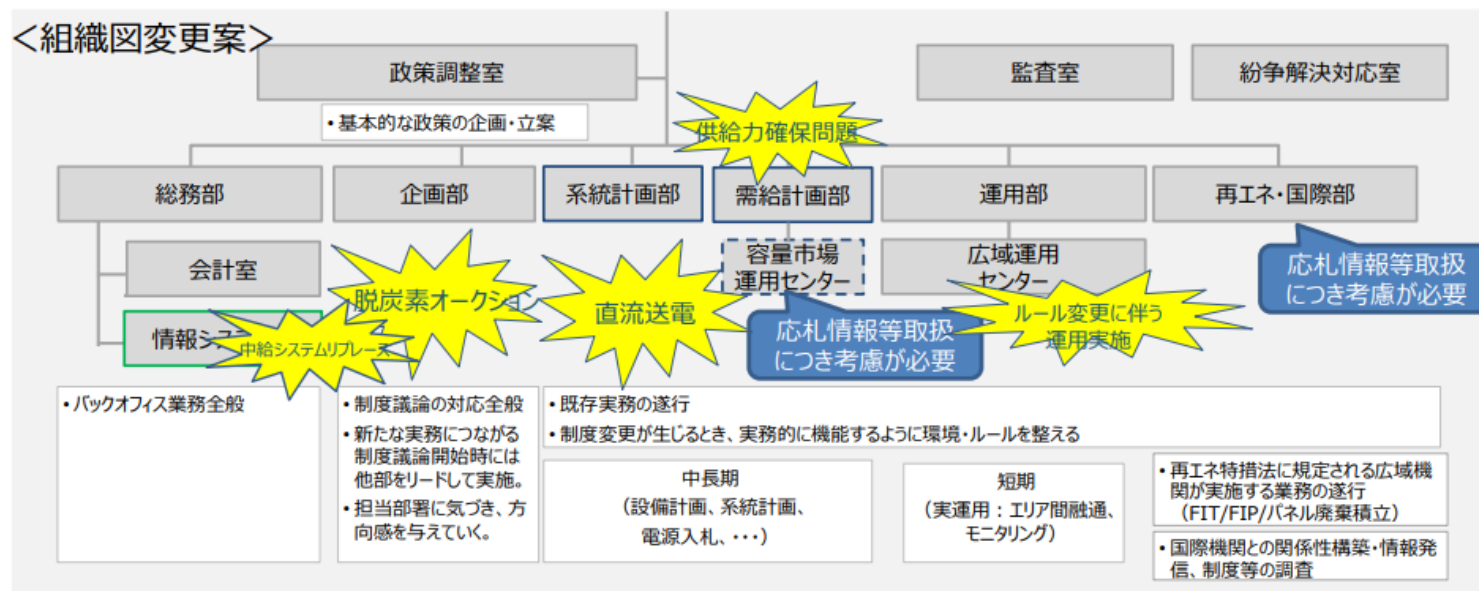
※1 現状は計画部が所管

※2 現状は企画部が所管

【業務規程第10条】<変更>

アクションプラン進捗② 中期事業方針の策定（組織体制の変更）

- 政策調整室が、先々を見据えて組織が抱える課題を整理し、方向性を作り上げ、各部の業務実施状況を確認（＝事業計画・事業報告を徹底していく）。
- 企画部から容量市場運用業務を移管し、**制度を俯瞰してみる部署として整理**。
- **供給力確保・管理が喫緊の課題であることを踏まえ、現状それぞれ異なる部署が所管する容量市場の運用と供給計画について、1つの部署に統合（部を新設）。**
- 中立性・公平性を確保する観点から、個社情報などを扱う部署にはプロパーを中心に配置する、競争に参加しない出向元限定するなど必要な配慮を行う。



1. 本機関の事務局組織に関する規定の変更（業務規程）【スライド4～7】
 - 供給力確保・管理体制強化のための組織変更
2. 長期脱炭素電源オークションに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド8～13】
 - 長期脱炭素電源オークション導入に伴う変更
3. 広域予備率（翌々日）算出に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド14～18】
 - 翌々日における広域予備率算出及び各種計画提出に関する変更
4. 調整力の卸電力取引市場供出に伴う規定の変更（送配電等業務指針）【スライド19～22】
 - 三次調整力②の時間前市場への供出に伴う変更

第6次エネルギー基本計画で示されたとおり、供給力の低下に伴う安定供給へのリスクが顕在化している一方で、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、電力部門の脱炭素化に向けた取組の一層の加速化が求められているところ。



脱炭素化の中での安定供給の実現に向けて、脱炭素電源への新規投資を一層促進するべく、脱炭素電源への新規投資を対象とした入札制度（長期脱炭素電源オークション）が、容量市場の一部として2023年度から導入されることとなり、また、現行容量市場の運営主体である本機関が、本制度における運営主体となることが国の審議会で整理された（※）。

※ 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会



これに対応するため、長期脱炭素電源オークションに関するルールを整備する。

[変更内容]

- 本機関は、必要供給力を提供する電気供給事業者（容量提供事業者）を募集する容量オークションの一つとして、長期脱炭素電源オークションを実施する等規定。
- 本機関が長期脱炭素電源オークション約定電源に対して実施するアセスメント（※1）について規定。
- また、業務規程及び送配電等業務指針の記載の整理（※2）を実施。

※1 容量提供事業者に対して求める要件の達成有無を確認する方法。

※2 送配電等業務指針から業務規程への規定の移設や、2020年5月に資源エネルギー庁により策定された「容量市場における入札ガイドライン」に記載されて以降、不要となっている容量オークションの参加条件・電源等区分に関する規定の送配電等業務指針からの削除等。

【業務規程第32条の2、第32条の6、第32条の19～第32条の23、第32条の34、第32条の41】<変更>

【業務規程第32条の23の2】<新設>

【業務規程附則（令和2年3月30日）第7条】<変更>

【送配電等業務指針第15条の9、第15条の10、第15条の12、第15条の17、第15条の18、第15条の19】<変更>

【送配電等業務指針第15条の10の2】<新設>

【送配電等業務指針第15条の4】<削除>

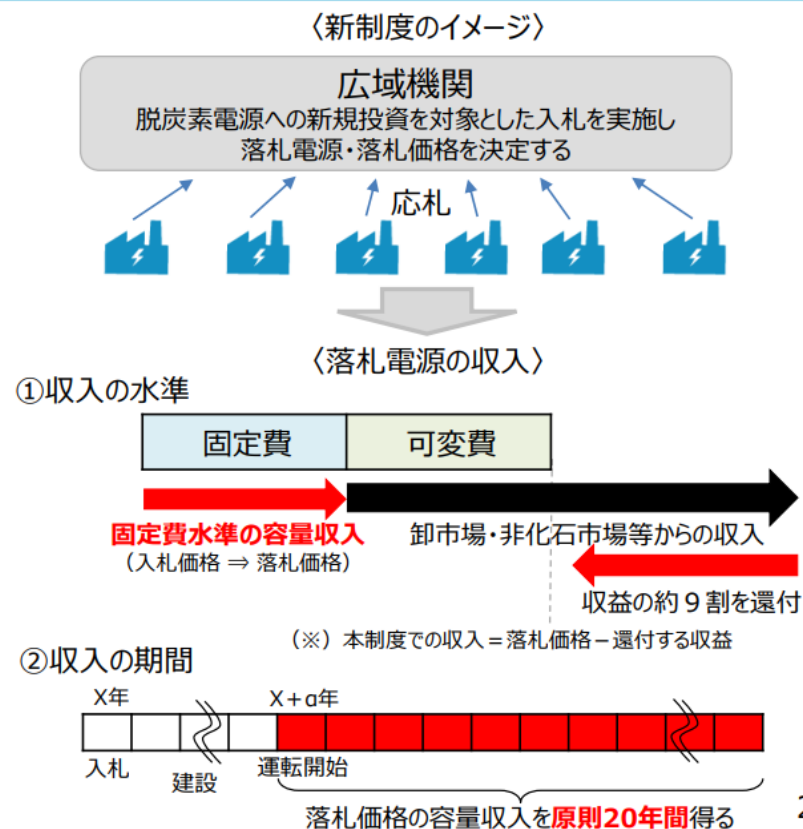
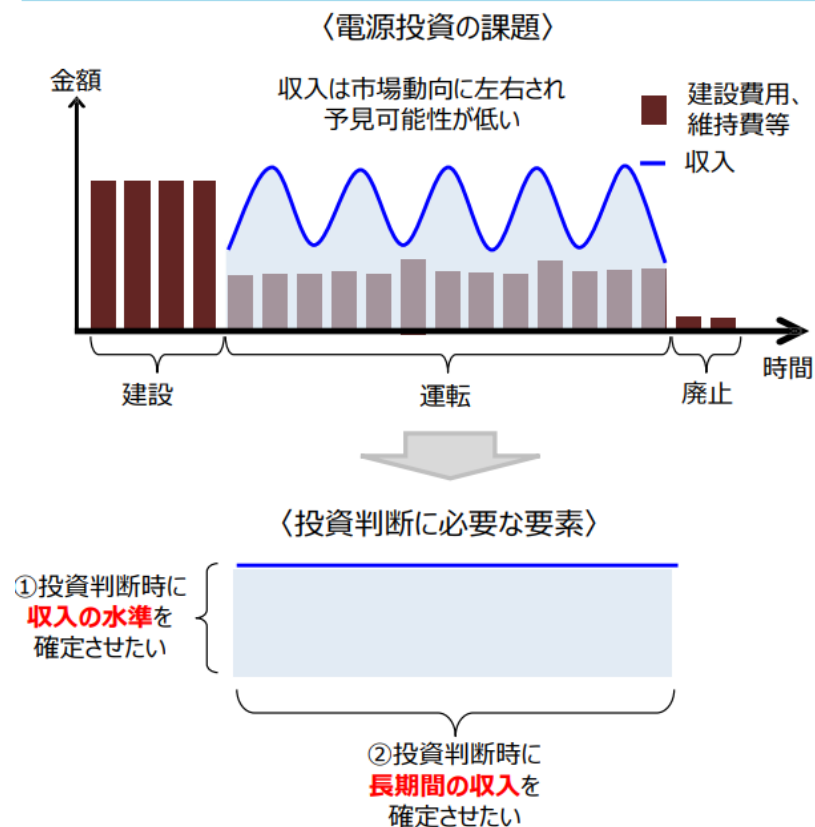
* 下線付きの条文は、変更の内容が「記載の整理」のみの条文

本制度措置の位置づけ

- 本制度措置は、脱炭素電源への投資を確保し、建設された脱炭素電源の容量を長期に渡って確保するためのものであり、容量市場の一部として位置づけられるもの。
- 現行容量市場では、「調達不足が生じた場合」や、「事前に決まっていない政策的な対応等」を行う場合は、「特別オークション」を開催することとしている。
- このため、本制度措置を（「事前に決まっていない政策的な対応」を行う場合の）「特別オークション」の一類型として位置づけることとしてはどうか。
- また、本制度措置の名称は、本制度措置が脱炭素電源の容量を長期に渡って確保するためのものであることを踏まえ、「長期脱炭素電源オークション」とすることとしてはどうか。

(参考) 長期脱炭素電源オークションの概要

- 近年、既存電源の退出・新規投資の停滞により供給力が低下し、電力需給のひっ迫や卸市場価格の高騰が発生。
- このため、脱炭素電源への新規投資を促進するべく、**脱炭素電源への新規投資を対象とした入札制度（名称「長期脱炭素電源オークション」）を、2023年度の導入を目処として、検討中。**
- 具体的には、脱炭素電源を対象に電源種混合の入札を実施し、落札電源には、**固定費水準の容量収入を原則20年間得られる**こととすることで、巨額の初期投資の回収に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する。



2. 長期脱炭素電源オークションの主なポイント

5

②長期脱炭素電源オークションの主な設計

- 長期脱炭素電源オークション（以下、本オークション）に参加する電源に対しては、基本的にメインオークションや追加オークションのリクワイアメントの考え方をもとに供給力の提供を求めつつ、**本オークションにおける特有の項目**を設定している。

項目	長期脱炭素電源オークションに対して設定される主な内容
対象電源	脱炭素電源の新設やリプレースが対象（既設火力の脱炭素化に資する改修含む） ※巨額の初期投資かつ需給上の影響が大きい一定規模以上に限定し、最低入札容量を設定（10万kWをベースとし、一部の電源種別で異なる容量を設定） ※2050年までの脱炭素化ならびに落札後6年以内の運転開始を条件に、LNG火力の新設・リプレースも対象
制度適用期間	入札案件毎に供給力提供開始年度が異なり、供給力提供開始の翌年度以降、 原則20年 の制度適用期間
募集量・オークション方式	スモールスタートで開始することとし、オークションにおいて供給力提供開始年度は一律に設定せずに募集を行い、マルチプライスで約定 2023年度：400万kW ※LNG火力の新設・リプレースについては、2023～2025年度の3年間で600万kW
リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ	現行の容量市場と共通となるリクワイアメントに加え、本オークション特有となる例 ・供給力提供開始期限までの運開（電源種毎に設定） ・混焼率の達成（火力） ・脱炭素化ロードマップの提出・遵守（火力は2050年までの脱炭素化が条件） ・調整機能の具備（火力・揚水・蓄電池） ・年間設備利用率の達成（変動電源）
請求交付	本オークション特有となる例 ・他市場収益の還付 ・物価補正 ・系統接続費等の事後精算

1. 本機関の事務局組織に関する規定の変更（業務規程）【スライド4～7】
 - 供給力確保・管理体制強化のための組織変更
2. 長期脱炭素電源オークションに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド8～13】
 - 長期脱炭素電源オークション導入に伴う変更
3. 広域予備率（翌々日）算出に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド14～18】
 - 翌々日における広域予備率算出及び各種計画提出に関する変更
4. 調整力の卸電力取引市場供出に伴う規定の変更（送配電等業務指針）【スライド19～22】
 - 三次調整力②の時間前市場への供出に伴う変更

本機関は、需給状況の監視のため、電気事業者等に対して提出を求めている週間計画や翌日計画等の各種計画（需要計画、発電計画、調整電力計画等）に基づき、広域予備率を算出等している。



容量市場の実需給が開始される2024年度から、需給注意報発出を検討するため、翌々日断面における広域予備率を算出することが本機関の委員会（※1）において整理された。

※1 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会



これに対応するため、翌々日における広域予備率算出及び各種計画提出に関するルールを整備する。

[変更内容]

- 本機関は、翌々日における広域予備率を算出し、公表するとともに一般送配電事業者に通知する旨規定。
- 電気事業者等は、各種計画の週間計画を更新する形で翌々日計画（※）を提出する旨規定。
- 上記の規定は、「令和6年4月1日」又は「経済産業大臣の認可を受けた日」のいずれか遅い日から施行する旨規定。

※ 週間計画を更新する形とし、本機関が指定する2点の時刻の需要電力等の計画値を指す。（なお、需給ひっ迫に関する情報発信の重要性が高まってきていることを踏まえ、将来的には翌々日計画を翌日計画等と同様48点とする方向で検討を進めている。）

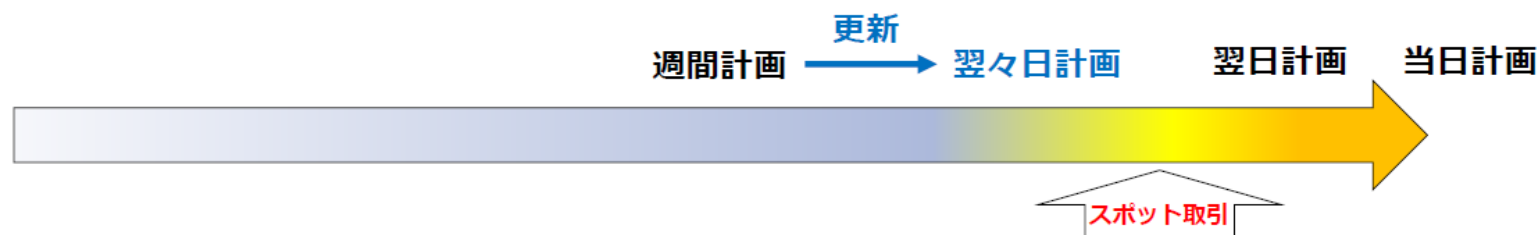
【業務規程第108条】<変更>

【送配電等業務指針第138条～第141条】<変更>

c-1. 翌々日断面の計画更新と運用開始時期

週間・翌々日断面 35

- 電源Ⅰ及びⅡの公募が残る期間であり、需給ひっ迫のおそれがある場合は、各一般送配電事業者から電源Ⅰ、Ⅱの起動ができる。また、容量市場の開始前であり、事業者に対してリクワイアメントはない。
- このことから、2023年度までは翌々日計画の策定を行わないこととしたい。
- 週間計画から翌々日までに気象情報の変更に伴い、想定需要や再エネ予測が変化する。また、2024年度以降、週間計画断面から需給注意報（需給ひっ迫のおそれ判定）を行っていくが、特に週中断面では広域機関による需給注意報の発出はないものの、翌々日断面で同注意報が必要となるケースを想定すると、スポット取引前に更新された広域予備率で需給注意報の判定、周知が必要になるか。
- 翌々日計画としては、スポット市場や需給調整市場(三次②)の約定が決まらない断面であり、計画の目的が週間計画と同様であるので、週間計画より変更があった場合に、週間計画を更新する形の計画提出方法をベースに具体的な検討を進めてはどうか。



【提案】 翌々日断面は2024年度以降、週間計画を更新する形で広域機関に計画を提出してはどうか。

2. (1) 実施方法について

10

- 2024年度から開始する翌々日計画は、**週間計画を更新する形**で実施することが整理されている。
- 具体的には、BGは需要調達計画、発電販売計画及び需要抑制計画（以下、BG計画）を、一般送配電事業者は供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画（以下、調整電力計画）を**更新期限までに週間計画の当該日の計画を更新（期限までに更新がない場合は、週間計画を翌々日計画として採用）**することとし、広域機関はこれらの更新された計画値を使用して広域予備率を算出し、公表することとする。
- 具体的な運用のイメージ（2024年4月1日（月）分）は下図のとおりとなる。
- なお、**週間計画 1週目の土曜日**は、週間計画公表日の木曜日に翌々日計画も公表することとなるため、**週間計画と同一の内容を翌々日計画として公表**する。

＜具体的な運用のイメージ（2024年4月1日（月）の翌々日計画公表イメージ）＞

	週間計画			翌々日計画		
日時	3/27(水)	3/28 (木)		3/30(土)		
	10時	17時頃	18時頃	10時	17時頃	18時頃
内容	BG計画 提出期限	調整電力計画 提出期限	広域予備率等 公表	BG計画 更新期限	調整電力計画 提出期限	広域予備率等 公表

1. 本機関の事務局組織に関する規定の変更（業務規程）【スライド4～7】
 - 供給力確保・管理体制強化のための組織変更
2. 長期脱炭素電源オークションに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド8～13】
 - 長期脱炭素電源オークション導入に伴う変更
3. 広域予備率（翌々日）算出に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド14～18】
 - 翌々日における広域予備率算出及び各種計画提出に関する変更
4. 調整力の卸電力取引市場供出に伴う規定の変更（送配電等業務指針）【スライド19～22】
 - 三次調整力②の時間前市場への供出に伴う変更

現在、一般送配電事業者は再エネ予測の下振れ対応するため、需給調整市場から三次調整力②を調達している。この三次調整力②は前日段階での再エネ予測誤差に対応する調整力であり、常に調達量全量を使用するわけではない。



電源の有効活用及び社会コスト低減の観点から実需給が近づき余剰となることが明らかになった三次調整力②を卸電力取引所の時間前市場へ供出すること及び電圧・周波数の維持を担う一般送配電事業者が入札主体となることが国の審議会（※）において提案された。

※ 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会



時間前市場において売り約定した場合、一般送配電事業者は発電・販売計画を本機関に提出する必要があるためルールを整備する。

[変更内容]

- 一般送配電事業者等は、1 時間前取引により電気を販売する場合、発電販売計画等を提出しなければならない旨規定。

【送配電等業務指針第 1 3 9 条】<変更>

論点1 三次②余剰分の時間前市場への入札主体について

- FITインバランス特例に起因する再エネ予測誤差に特化した三次②は、再エネ予測の下振れに備え確保しているもの。第28回需給調整市場検討小委員会で行った事後検証において三次②の使用率を確認したところ、結果として調達量のうち20%程度が再エネ予測誤差に対応していたと考えられる。
- 三次②は調整力であるため、その平均的な使用率は高くないものの、実需給が近づき余剰となることが明らかになった三次②を時間前市場に供出できれば、電源の有効活用にも資すると考えられる。
- 加えて、三次②の ΔkW 調達費用は再エネ賦課金を活用し交付することとしているため、余剰分を売却し ΔkW 調達費用を低減させることは、電源の有効活用だけではなく社会コストの軽減にも貢献すると考えられることから、早急な実現を目指し関係各所と連携のうえ検討を進めている状況。
- また、市場への入札主体については、経済的・効率的な需給運用を行うため、調達した調整力の余剰分を時間前市場へ供出する行為についても、電力量調整供給を行い、電圧・周波数の維持を担う一般送配電事業者の業務の一環であると考えられる。よって、電気事業法上も、一般送配電事業者が入札主体となることは問題ないと考えられるのではないか。
- 三次②余剰分の時間前市場供出については、引き続き一般送配電事業者が入札主体となる場合を主軸としたうえで、JEPXの取引会員の在り方や入札価格の考え方等について関係各所と連携のうえ検討を進めていくこととしたい。また、事業者においても、早期に取引が行えるよう事業フローの見直しや社内体制の構築等進めていく必要があるため、引き続き実務面についても整理を進めることとする。